

日本臨床歯周病学会所属歯科医院における

新型コロナウイルス感染症対応ガイド

令和3年5月25日

日本臨床歯周病学会 学会未来委員会

[はじめに]

2019年12月に中国武漢から発生した新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による感染症(COVID-19; Corona Virus Disease 2019)は2021年5月20日現在200カ国以上に伝播して全世界における感染者は1億6400万人を超えました。日本においても感染者は70万人を超えており、著名人への感染、死亡も報告されています。本邦においては指定感染症に指定され、全国各地に緊急事態宣言が発令されています。このウイルス感染は感染力の強い変異型ウイルスも出現してパンデミック(世界的大流行)状態になっています。そのため学会に所属する全国どこの歯科医院にも感染者が来院する可能性があります。

日本臨床歯周病学会 (JACP) ではこのような状況から当会会員の歯科医療現場の混乱を防ぎ、あるべき対応していただくために「日本臨床歯周病学会所属歯科医院における新型コロナウイルス感染症対応ガイド」を作成することになりました。会員各位におかれましてはこのガイドを参考にして頂き、COVID-19 が終息するまで大過なく日々の診療が継続できることを願っています。このウイルス感染症の状況は対応する国や医療機関側の変化(ワクチン接種や検査体制を含む)も含めて刻々変化してきており、その対応も状況に応じて変化させていく必要があります。このガイドは現時点におけるJACP が示した一つの目安ですので、各医院の状況に応じてより具体的な対応手順を実行して頂くことが肝要です。

[新型コロナウイルスの特徴]

コロナウイルスと称されるものは50種類以上が報告されていますが、そのうち人間に感染するものは6種類だけでした。新型コロナウイルスは人に感染するものとしては7番目と

なり、重症の肺炎を起こすものとしては SARS (重症急性呼吸器症候群: Severe acute respiratory syndrome) と MERS (中東呼吸器症候群: Middle east respiratory syndrome) に続いて 3 種類目となりました。このウイルスは直径 100nm ほどの球形の RNA ウイルスでエンベロープ (外被膜) の表面にコロナ (王冠) に似たスパイクタンパク (突起) があります。これはインフルエンザウイルスと同様にエンベロープウイルスで、膜は脂質を主成分としているためアルコールなどの脂質を溶かす性質のある薬剤で破壊する事ができます。つまりアルコール消毒 (濃度 70-80%程度) が有効です。

[臨床所見と経過および感染力と致死率]

COVID-19 は呼吸器系の感染が主体で、その症状は長く続く発熱、咳、強い倦怠感、筋肉痛、呼吸困難などが多く、頭痛、喀痰、下痢などを伴う場合もあります。最初は普通の風邪症状である微熱 (37 度台)、咽頭痛、咳などからはじまって、重症化するかどうかの区別がつきにくいことがわかってい

ます。重症化する場合は普通の風邪症状から 5-7 日で症状が急速に悪化して肺炎や呼吸困難に至ります。感染が確認された症状のある方の 80%が軽症、14%が重症、6%が重篤となっています。潜伏期間は当初平均 5.2 日で 12.5 日までに発症しているとの報告がありましたが、WHO から「最長 14 日もありうる」との見解が示されています。また症状がない潜伏期間中にも感染力があることが分かっています。新型コロナウイルスの致死率は SARS（約 10%）と MARS（約 34%）に比較して少なく世界平均では 2%程度ですが、インフルエンザウイルス（約 0.1%）よりは高値です。致死率は欧米で高く、日本を含むアジアでは少ないと言う結果ですが、人種間の差や BCG 接種の影響などが挙げられて、「ファクターX」などとも言われていますが明確な理由は不明です。しかし SARS、MERS に比較して重症化率は少ないものの感染力が強いと言う特徴があります。プラスチックに付着したこのウイルスの生存時間は 2、3 日で、空中では 3 時間程度と言われていま

す。一般的に気温が低い所での生命力は伸びる傾向にあります。同じコロナウイルスの SARS と MERS ウイルスの実験では表面滑沢な金属などで平均 4、5 日、最長 9 日間も感染力があったとの報告があります。

[治療薬]

日本においては抗ウイルス薬アビガンを含めて 5 種類ほどの既存の薬剤に治療効果があったとの報告がありましたが 2021 年 5 月 20 日現在このウイルスに認可されている治療薬はエボラ出血熱治療薬のレムデシビルのみです。

[感染が疑われる場合の受診方法]

下記のいずれかに該当している場合は相談、受診の必要があります。

- 1 呼吸困難、倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかがある
- 2 重症化しやすい高齢者や糖尿病などの基礎疾患がある人で発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある
- 3 上記以外の方で発熱や咳などの軽い風邪症状が続く

重症化しやすい方：高齢者、妊婦、基礎疾患がある人、透析、
免疫抑制剤の治療、

抗がん剤治療を受けている方

上記のいずれかに該当する時はかかりつけ医がいる時はかかりつけ医に電話で相談し、いない場合は各都道府県が公表している、新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センター（厚生労働省のホームページ参照）などに電話して指示を仰ぎます。

[感染対策]

1 予防策の徹底

1) 個人的予防策

手洗いの徹底：石鹼を泡立てて30秒から1分かけて手洗いをしてから擦式アルコール消毒(手の全面に擦り込んで15秒)

マスクの着用：BFE(3 μ mの粒子が濾過された率)95%以上のマスク(医療用サージカルマスクはこの基準を満たしている)を着用する。

ウイルス粒子は $0.1\mu\text{m}$ のためマスクを通過してしまうが飛沫(咳やくしゃみでウイルスに水分やほこりが付着した直径 $5\mu\text{m}$ ほどの粒子)は防げる。

免疫力を上げる:質の良い睡眠をとり自律神経の乱れを最小限にして免疫力をアップさせておく。バランスの良い食事をとる。

2) 診療室での予防策

診療室内での予防策は上記の個人的な予防策を行いつつ飛沫感染予防と接触感染

予防の徹底を行います。エアタービン、エンジン、口腔内バキュームなどの使用でエアロゾルが発生しやすい状況ですので、歯科医療スタッフはマスク、帽子、ゴーグル、ガウン、手袋の装着を徹底する必要があります。診療で使用した機材は滅菌または消毒用エタノールか 0.05%次亜塩素酸ナトリウム(具体的調整法及び注意事項:参考資料 6)を不織布などのクロスに含ませて清拭します。

2 外来患者さんへの対応

外来患者さんには入室時の手指消毒はもちろんのこと、これまで以上の問診の徹底を行うことが必要です。患者さんが来院された場合は非接触型体温計で検温を行い、標準予防策を講じて治療にあたる必要があります。治療前には含嗽剤による洗口を行ってもらいます。2020年3月11日の厚労省通達により『患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否する事は、応招義務を定めた医師法第19条第1項及び歯科医師法第19条第1項における診療を拒否する「正当な理由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨すること』となっています。

3 院内の消毒

待合室のドアノブや電気のスイッチ、トイレ周囲、受付周囲などで人が頻繁に触れそうなところは診療室内と同様に消

毒用エタノールや0.05%次亜塩素酸ナトリウムを不織布などのクロスに含ませてなるべく頻回に清拭する必要があります。

4 換気

今までの感染報告から空気の停滞するところで感染の危険性が特に高いので、院内、待合室の意識的換気を行うことが必要です。建築基準法によって二酸化炭素濃度(CO₂濃度)を1000ppm以下に抑えるよう定められており、これをコロナ対策上換気を目安としています。新型コロナウイルス感染症対策分科会から「特に飲食店等ではCO₂濃度をモニター(1000ppmを超えるとアラームが鳴る測定器がある)するなどの具体的な指針を示すこと」とされています。

[おわりに]

医療機関の中でも歯科医院の治療は、患者の口腔内を非常に近い距離で直接覗き込むという意味では、感染リスクの高い医療職種であるといえます。この感染リスクをできるだけ低

くする努力を医院一丸となつて行う必要があります。水平感染を防ぐ努力はもちろんのこと、院内のメンバーに感染者が発生した場合、大抵は医院の一時的な閉鎖を余儀なくされます。このような事態を防ぐためにスタッフ間でも食事、トイレ使用の場合などでもお互いが不顕性感染者であると仮定した行動が必要です。具体的には診療以外でもマスクを着用し、時間をずらして食事をとる。食事中の会話を避けて休憩室の換気も徹底することが必要です。歯周病という感染症を予防・治療できる我々であるからこそ、他の歯科医院の模範となれるよう各要望項目を徹底して行いつつ、COVID-19の早期収束を願いたいと思います。

参考資料

- 1 厚生労働省ホームページ
- 2 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第3版：一般社団法人日本環境感染症学会、2020.5.7
- 3 寺島 毅、西脇俊二監修：新型コロナウイルス感染対策

BOOK, 宝島社、東京、2020

4 河岡義裕、今井正樹監修：「ウイルス・感染症」にどう立ち向かうのか、ミネルヴァ書房、京都、2018

5 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通達：
新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について、令和2年3月11日

6 花王の塩素系漂白剤で、次亜塩素酸ナトリウム0.05%、
0.1%の液は作れるの？：花王ホームページ

<http://www.kao.com>